

令和2年度名古屋市教育委員会第49号議案

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由

行政財産の使用については、名古屋市財産条例に規定され、その実施細目は、規則において定めるものとされています。

学校施設の使用については、学校施設使用規則を定めていますが、その使用料に関しては、同規則に規定が整備されておらず、名古屋市公有財産規則の規定に準じて取り扱ってきました。

この度、学校施設の使用料の免除について、教育委員会独自の定めをするため、学校施設使用規則に無償で利用できる者を定める条項を追加します。あわせて、使用料に関する規定の整備等を行います。

2 改正内容

(1) 使用料の額について規定を整備します。

(2) 次の者が本市の事業を支援するために学校施設を使用するときは、無償で使用させることができますものとします。

ア 名古屋市公有財産規則で定める者

〔 地方公共団体（公立学校、公立幼稚園を含む。）
社会福祉事業を行う法人（保育所を含む。）等 〕

イ 幼稚園の設置者

ウ 家庭的保育事業等を行う者

〔 アに該当しない小規模保育事業所等 〕

(3) 学校施設使用許可申請書の学校長の押印を廃止する等、規定の整理を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

4 規則案・新旧対照 別紙のとおり

(案)

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

第 7 条の 2 学校施設の使用に関し、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する通常の実例価額を基準として定める使用料の額は、委員会が別に定める。

第 7 条の 3 委員会は、条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる者が本市の事業を支援するために学校施設を使用するときは、無償で可以使用することができる。

- (1) 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）別表第 1 に定める者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園の設置者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条第 2 項に規定する家庭的保

育事業等を行う者

第12条中「においては、特に定める場所以外」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 この規則に定めるもののほか、学校施設の使用については、規則第3章第2節の規定を準用する。この場合において、同節（第20条第2項を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と、規則第1号様式及び第2号様式中「名古屋市市長」とあるのは「名古屋市教育委員会」と読み替えるものとする。

「

第1号様式中  を削る。

」

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市学校施設使用規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<u>第7条の2 学校施設の使用に関し、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）第7条第2項に規定する通常の実例価額を基準として定める使用料の額は、委員会が別に定める。</u> <u>第7条の3 委員会は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、次に掲げる者が本市の事業を支援するために学校施設を使用するときは、無償で使用させることができる。</u> <u>(1) 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）別表第1に定める者</u> <u>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の設置者</u> <u>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者</u> 第12条 使用者は、校内において喫煙させてはならない。	第12条 使用者は、校内において、<u>特に定める場所以外</u>において喫煙させてはならない。

第16条 この規則に定めるもののほか、
学校施設の使用については、規則第3
章第2節の規定を準用する。この場合
において、同節（第20条第2項を除
く。）中「市長」とあるのは「教育委
員会」と、規則第1号様式及び第2号
様式中「名古屋市長」とあるのは「名
古屋市教育委員会」と読み替えるもの
とする。

第16条 削除